

# ガス小売全面自由化

本年4月1日  
スタート

平成29年3月作成

ガスも、あわてないで！  
まずはしっかりチェック✓しましょう！

チェック  
1

あなたが**現在**使用しているガスは？



都市  
ガス



簡易ガス  
(集合住宅等)



LPガス

チェック  
2

4月から、ガスの契約先を変更可能

契約しているガス会社は？



東京ガス(東  
北圏等)/大阪ガス/東邦ガス/仙南ガス  
京葉ガス/京和ガス/日本ガス(南  
部山地区)/熱海ガス  
河内長野ガス/浜田ガス/エコア(東  
海地区)/南海ガス(注)



左記  
以外

料金規制が継続

自由料金

(注)このほか料金規制が継続される簡易ガス事業者もあります。各経済産業局のホームページを参照ください。

事業規制なし

制度の変更はありません

お住まい(ガスの利用場所)の近辺まで  
ガス導管があれば、都市ガスへの切替え  
も可能です。



※実際に供給可能かどうかは、お住まいの地域の  
ガス小売業者に個別にお問い合わせください。

チェック  
3

契約先を変える場合も、変えない場合も、よく考えてチェックしましょう



切替えの契約をする



契約内容をよくチェック

特に電気や他のサービスとの  
セット販売に注意



料金



割引条件



違約金



契約期間



工事費



切替えの契約をしない



現在のガス会社との契約が継続

ガス小売自由化について知りたいときは

経済産業省  
消費者向け  
Q&A

ガス小売全面自由化消費向けQ&A

検索

[http://www.emsc.meti.go.jp/info/session/pdf/28\\_1109\\_gasQA.pdf](http://www.emsc.meti.go.jp/info/session/pdf/28_1109_gasQA.pdf)

03-3501-5725

電話受付 9:30~12:00  
時間 13:00~18:30

(土日祝日、年末年始を除く)

電力・ガス取引  
監視等委員会  
相談窓口

小売供給契約を  
締結する際の  
トラブルなど

契約トラブルやクーリング・オフ等の相談

消費者ホットライン



1

8

8

電話番号3桁を押してください。  
お近くの消費生活センターなどを  
御案内します。

説明と契約内容が  
違う気がする...

クーリング・オフの  
仕方を教えて



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# ガス小売全面自由化

本年**4月1日**  
スタート

平成29年3月作成

全ての方へ 「ガスが自由化するので…」から始まる勧誘の

## 注意すべき3つのポイント

### 注意①

#### 便乗した機器の勧誘

ガスが自由化するので、  
お使いの**ガスコンロ**を  
**変える必要**があります…

都市ガスから、別の都市ガス  
会社への切替えの場合、  
**ガス器具の取替え**  
は**必要ありません**

ガスコンロ  
ガス暖房機  
ガス給湯器

LPガスから都市ガスへの切替えの場合はガス器具の調整や取替えが必要。



### 注意②

#### 個人情報の提供

ガスが自由化するので、  
**アンケートの回答が必要**  
です…

個人情報を聞かれた場合は、**目的と事業者名**  
を**確認**しましょう

アンケートを依頼されたりガス代を聞かれたりした場合には、**目的と事業者名、連絡先**を確認し、不審な場合は情報を伝えないようにしましょう。

ガス代は  
いくらですか？

目的は？  
社名は？  
連絡先は？  
本当に代理店？

### 注意③

#### 契約はあわてないで

ガスが自由化するので、  
**4月までに全ての方が、**  
**契約先を変更する必要**  
があります…

しっかり  
検討しましょう

4月  
1日

- 切替えの契約をしない場合は、**現在のガス会社との契約が継続**します。
- 現在LPガスを御使用の方は、制度の変更はありません。

訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、  
**8日以内であればクーリング・オフ**  
ができます  
(法定書面を受け取った日から起算して8日以内)

ガス小売自由化について知りたいときは

経済産業省  
消費者向け  
Q&A

ガス小売全面自由化消費向けQ&A

検索

[http://www.emsc.meti.go.jp/info/session/pdf/28\\_1109\\_gasQA.pdf](http://www.emsc.meti.go.jp/info/session/pdf/28_1109_gasQA.pdf)

電力・ガス取引  
監視等委員会  
相談窓口

03-3501-5725

電話受付 9:30~12:00  
時間 13:00~18:30

(土日祝日、年末年始を除く)

小売供給契約を  
締結する際の  
トラブルなど

契約トラブルやクーリング・オフ等の相談

消費者ホットライン

188

電話番号3桁を押してください。  
お近くの消費生活センターなどを御案内します。

説明と契約内容が  
違う気がする…

クーリング・オフの  
仕方を教えて



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan